

被災された皆さまへお知らせ

固定資産税の減免

地震による家屋の損害が半壊以上または、土地の損害が面積の2割以上の場合、固定資産税の減免対象になります。納税の猶予や、相談にも応じます。詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ・相談先Ⅱ本庁 資産税課土地係(内線352)、家屋係(内線355)、本庁収納課滞納対策室(内線334)

市内中小企業融資あつせん制度の特例措置

地震によって経営が不安定となっている市内中小企業者を対象に、新規融資借り受け条件の緩和と既往債務の負担軽減を行います。詳細はお問い合わせください。

■内容Ⅱ①措置期間の上限を12カ月から36カ月に延長②当制度により既に融資を受けている人が、追加融資を受ける場合の条件を適用しない■適

用期限Ⅱ平成24年3月31日■問い合わせ・相談先Ⅱ本庁商業観光課商業振興係(内線271・272)、各総合支所商工担当課

がれき類の無料受け入れ



■対象Ⅱ地震によって市内で発生した、がれき類(瓦、コンクリートブロック、レンガ、ガラス、瀬戸物)。※一般家庭から排出されたものに限り、■日時Ⅱ5月11日(金)、12日(土)午前9時〜午後3時■場所Ⅱ水沢区、前沢区一般廃棄物最終処分場■搬入方法Ⅱ直接現地へ搬入し、受け付けを行った後に荷下ろし■その他Ⅱ①壊れたガラス類、瀬戸物類は少量であれば、指定袋に入れ

て燃えないごみの収集日に出す②テレビ、冷蔵庫、洗濯機などのリサイクル対象物は、搬入不可③地震保険などの手続きがある場合は、保険会社に確認してから処分■問い合わせⅡ本庁生活環境課生活衛生係(内線215)

医療機関への窓口負担額の減免など

被災によって医療機関への支払いが困難な国保加入者は、窓口負担額が減免、猶予となる場合があります。詳細はお問い合わせください。また、国保以外の人は、加入している医療保険にご確認ください。■対象Ⅱ①被災により死亡または重い傷病を負った場合②被災により、住家または家財に一定以上の損害を受けた場合③被災により事業を休止または廃止し、一定以上の所得の減少が見込まれる場合など■その他Ⅱ対象事実の発生日から3カ月以内の申請が必要

■問い合わせⅡ本庁健康増進課国保係(内線244)、各総合支所国民健康保険担当課

り災証明書、被災証明(願)

地震による被害で、保険金や融資などの申請には次の証明書が必要な場合があります。詳細はお問い合わせください。【り災証明書】

■対象Ⅱ建築物■申請時に必要な物Ⅱ印鑑、住家などの被害写真

【被災証明(願)】

■対象Ⅱ車両、農機具、家具、家電製品などの動産、浄化槽やブロック塀など■申請時に必要な物Ⅱ印鑑、被害物件の写真(被害箇所を含めた全体写真と、被害箇所の拡大写真)、被害額の見積書または、修理代の請求書・領収書など【共通事項】

■申請手数料Ⅱ無料(ただし、9月30日発行分まで)■その他Ⅱ①同一世帯以外の人の申請には委任状が必要②写真の返却不可■問い合わせ・申請先Ⅱ本庁消防防災課消防係(内線217・223・224)、各総合支所市民環境課

被災住宅の点検・無料相談



県では、被災住宅の補強・修繕方法などについて、建築士が住宅を点検、アドバイスを行っています。

■対象Ⅱ地震によって被災した住宅の所有者など■受付日時Ⅱ午前9時〜午後5時(平日のみ)■問い合わせ・相談先Ⅱ(独)県建築士事務所協会奥州支部(南石川設計アソシエイト)☎5832

漏水の確認のお願い

宅地内の漏水を防ぐため、すべての蛇口を閉めた状態で、水道メーターの針が回っていないことを確認してください。

漏水を発見した場合は、市指定給水工事業者に連絡し、修理をお願いします。修理費用や漏水分の水道料金は利用者の負担となります。

■問い合わせⅡ水道部工務課維持係(☎4905)

市民の皆様へのお見舞いと激励

このたびの東北地方太平洋沖地震と度重なる余震により被災された市民の皆様にご心からお見舞い申し上げます。

この巨大地震によって市内全域が数日間停電となり、上下水道が停止するなど、ライフラインに大きな被害を受けました。その後多発する余震に、不安な日々を過ごされたことと思います。また、公共交通機関の停止や燃料不足など日常生活に大きな支障があったにもかかわらず、市民の皆様のご理解とご協力により、初動期を大きな混乱もなく切り抜けることができました、本当にありがとうございました。

沿岸部では、未曾有の津波によって、想像を絶する甚大な被害となりました。一カ月を経てなお死傷者・行方不明者を確定できずにいるなど、改めて自然災害の恐ろしさと生命の尊さを痛感しております。犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

市内はもとより、県外からも多くの義援金や救援物資などのご協力をいただき、感謝の念に堪えません。奥州市は、陸前高田市・大船渡市への支援物資の搬送、職員の派遣、被災者の温泉招待、一時避難受け入れなどの支援を行っております。皆様の善意をしっかりとお伝えするためにも支援体制をさらに強化してまいります。

今後は、市内の早急な災害復旧対応と、経済・雇用対策の積極的な推進、沿岸被災者の皆様への支援を継続的に続けてまいります。奥州市が元気になることが、沿岸復興へつながるものと確信しております。

一日も早い震災復興に向け、職員一丸となり尽力してまいります。これまで以上に住み良いまちにするため、皆が共に支え合い、元気いっぱい強い奥州市をつくり上げましょう。

平成23年4月28日

奥州市長 小沢 昌記